

印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い

日頃から税務行政に対して、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
印紙税過誤納確認申請書につきましては、申請者の皆様の利便性向上と印紙税過誤納確認事務の効率化を図る観点から、可能な限り郵送での提出をお願いします。
印紙税過誤納確認申請書及び過誤納確認の対象となる文書を郵送される際には以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

(ご留意いただきたい点)

- 確認する事項や不足書類がある場合には、担当の職員から電話で連絡致しますので、申請書には、日中に連絡可能な電話番号を記載してください。
- 審査の結果、還付を行う場合には、印紙税過誤納確認書を郵送しますので、必ずお受け取りください。
- 過誤納確認の対象となる文書は、印紙税過誤納確認書と併せて郵送により返却します。過誤納確認の対象となる文書の返却を要しない場合は、印紙税過誤納確認申請書の「返却不要」欄に○を記入してください。
- 還付金の支払手続は、印紙税過誤納確認書を発送してから、概ね1か月から1か月半かかります。
- 印紙税過誤納確認申請で来署される場合は、手続等に十分な面接時間を設ける必要があることから、電話で事前に予約をお願いします。